

令和5年3月八峰町議会定例会会議録（第4日）

令和5年3月17日（金曜日）

議事日程第4号

令和5年3月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 日程の追加について
- 第3 議案第24号 令和5年度八峰町一般会計予算
- 第4 議案第25号 令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第26号 令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第6 議案第27号 令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第28号 令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第8 議案第29号 令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第9 議案第30号 令和5年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第10 議案第31号 令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第11 議案第32号 令和5年度八峰町下水道事業会計予算
- 第12 議案第33号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 追加日程第1 議案第37号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第13号）
- 追加日程第2 議案第38号 八峰町副町長の選任について
- 追加日程第3 議案第39号 八峰町教育長の任命について
- 追加日程第4 発議第3号 学校部活動の地域移行に関する意見書
- 追加日程第5 発議第4号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める意見書
- 追加日程第6 発議第5号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書
- 第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範

2番 伊藤一八

3番 奈良聡子

4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀内満也	副町長	日沼一之
教育長	川尻茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	教育次長	山本節雄
学校教育課長	山内章	産業振興課長	山本望
農林振興課長	浅田善孝	建設課長	石嶋勝比古
農業委員会事務局長	工藤善美	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第37号から39号、意見書提出の発議の追加につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。  
水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長

の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、3月16日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第37号から議案第39号及び意見書提出の発議3件を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議題とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議案第37号から議案第39号、意見書提出の発議3件を本日の日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号から議案第39号、意見書提出の発議3件を本日の日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、3月2日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、日程第3、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算から日程第12、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてまでの議事につきましては、予算特別委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより令和5年度八峰町一般会計予算及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入についての審査の経緯と結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月2日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算から議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についての審査経過とその結果についてご報告いたします。

本議案については、3月6日と7日の予算特別委員会分科会、3月9日、13日の全体会において慎重に審査いたしました。

その結果、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算、議案第25号、令和5年度八

峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第26号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第27号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第29号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第30号、令和5年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第31号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第32号、令和5年度八峰町下水道事業会計予算、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和5年度予算に関する附帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 日程第3、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

1つには、新たな子育て支援対策がないことです。少子化問題は町の存亡がかかる危機的な状態にあるのではないのでしょうか。各子ども園、小学校のあり方にも影響してきます。雇用が減少することで町が衰退してしまいます。

八峰町で子育てをしたいと思う保護者には抜本的な施策が必要です。保育料の無料化は、あと100万円弱で全園児が無料になります。これは大きな目玉になります。次に、学校給食費の無料化は、あと700万円あまりで半額補助から全額補助になる。この2つが重要な鍵になります。子育て支援は、高校生まで手厚い支援がないと人口流出の歯止めが効きません。能代に住む大きな要因は、高校の通学ではないかと思われれます。この対策がありません。

次に、岩館地区海岸の防波堤延長設計に1,000万円以上計上されています。岩館地区の沿岸は分厚いコンクリートに覆われております。これを見ただけでは自然界にどのような影響を受けるか分かりませんが、近年、八峰町沿岸に見たことのない砂が堆積しています。一つ言えることは、日本海を流れている対馬海流の主流が北西の風を受けて津軽半島にぶつかり岩館から男鹿半島までの湾内を対流していることは、少し知識があれば分かることです。その対流が防波堤にぶつかり、沿岸に砂を運んでいます。冬の日本海の荒天、荒い天気は続くが、これもこの北西季節風の原因であり、洋上風力発電に目

をつける要因です。浚渫を繰り返さなければならない浅い海は高波が立ち、日本海では養殖が不向きと言われるゆえんではないでしょうか。リアス式の海外の深さとは比べものにならないと言われております。

サーモン養殖は、四者一体となって、県、町、八水、日本サーモンファームで行われますけれども、日本ファームは津軽水害被害で養殖の養魚70万匹全滅、施設にも莫大な影響を及ぼしております。親会社のオカムラ食品は、サケの稚肉で産業廃棄物法違反で逮捕されております。青森県では有名な話でありますけれども、秋田県は県外の情報は知る人ぞ知るということになっております。私は非常に危険な事業で、県工事の防波堤延長建設に莫大な費用がかかります。町が0.5%、10%負担することになります。県の担当者も専門的知識を知り尽くした上での防波堤建設でしたら、誰のための建設でしょうか。沿岸漁民は、これ以上の防波堤は必要ないと思います。

何十億の建設費の負担は、町にも関わってきます。それは子育て支援の抜本的な支援に向けていくべきではないでしょうか。そういうことからして、私はこの一般会計に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私は、この予算案について賛成討論いたします。

少子高齢化、人口減少という流れにあって、今後も厳しい財政状況が続くと予想されます。そんな中、突然の町長の交代にも通年型予算で町民の安心・安全を担保した予算であるということ、そして堀内町長には、新年度において町の飛躍と挑戦、変革の強固な意思と明確なビジョンを持って、恐れずに果敢に挑戦する高い期待を申し上げて、予算を賛成したいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対を行います。

国民健康保険の資格証明書の発行は12世帯15人、短期保険証は26世帯44人です。資格証明書の発行をやめて短期証明書へ移し、支払い計画を立てるなど、懇切丁寧な相談と減免申請を紹介する対策をとって、誰でも安心して医療を受けられるようにしなければなりません。資格証明書では病院に行きそびれが生じます。重篤化してしまいます。最終的には国保会計に負担を与える、こういう逆効果になってしまいます。国保会計の負担を軽くするのは、早期発見・早期治療が鉄則だと思います。一般会計から国保会計に国庫支出金、負担金で、均等割未就学児12人に半額補助で28万5,000円おりにています。あと半額、町が負担すれば、未就学児均等割負担がゼロになって国保負担が軽減することになります。家族が増えると国保税が上がる、この仕組みを軽減していかなければなりません。ゼロ歳から義務教育の児童は、後期高齢者、まあ18歳までもそうですけれども、後期高齢者医療保険の支援金、介護保険支援金を払っています。これは、ほかの協会けんぽや企業けんぽ、こういうところにはこういう仕組みはありません。この分、国保料は高くなっております。赤ちゃんが生まれて、まず国保税が3万8,000円増える、この仕組みを変えていかなければなりません。この矛盾を少しずつ解消している自治体が今増えています。

以上の対策が見られないことから、国民健康保険税特別会計に反対をします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 賛成討論いたします。

国民健康保険は、高齢化や高度医療の普及などによって医療費が増大している中で、十分に議論した町の財政運営、それから税の公平性の観点で十分に論議したと考えます。そして、国民健康保険の広域化で健康保険事業を反映した今年度の国保の会計予算は妥当と判断し、賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。

この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

介護保険料が年金者を苦しめています。例えば年86万3,118円の年金者は、7万9,000円の保険料、0.91%払ってます。また、その奥さんは年71万6,998円で、0.97%の保険料を払っています。1カ月10万円、年120万円弱の介護施設料入所費は、この中から払えず、家庭生活を脅かしています。町内の特養施設は2施設ありますけれども、入ることは大変困難になっております。ショートステイを繰り返している人がかなりいると思われれます。介護施設が高額になった理由は、本人利用負担が4万5,000円であっても、食事代や多床室負担が5万円と増えてるからです。5万円を超えているからです。これは介護保険制度が見直されるたびに値上がりしてきたものです。これはほんの一例です。自分の年金で介護施設に入所できないことや、介護保険料が年金額と比較して非常に高くなっている、その仕組みに反対です。国の定めた介護保険制度を変えなくてはなりません。町の特養のベッド数を増やすこと、そして更なる軽減負担をするべきとの立場から反対です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 賛成討論いたします。

介護保険は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的に予算計上されております。介護予防の取り組みや地域包括支援センターの運営や認知症施策などの事業を実施することが予定されていることは、親の介護を委ねる。自らもお世話になるかもしれないと、介護保険特別会計予算について賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

普通徴収の高齢者は283人です。年金月1万5,000円未満で、通帳から引き落としできない人は納付書が配付されます。支払い能力がない人は家族が負担しています。この制度の問題は、無年金者も保険料を払うことです。国は、保険料の増減を2024年度に73万円、2025年度に80万円と段階的に引き上げる修正案を示しました。2024年度からは保険料が上がるのは年収21万1,000円を超える人たちで、全体のおよそ27%になります。昨年10月から医療費が新たに単身世帯で年200万円以上、複数世帯合わせて320万円だと2割負担になり、加入者の20%に当たりますけれども、これは370万で、この割合は多分当八峰町の場合はほとんど当てはまるのではないかと思います。政府はさらに改正して、年収153万円を超える対象者に14.06%の窓口負担を行おうとしています。国保税のように減免制度や医療費負担一部制度もなく、入院を伴う救済はありません。負担が増え続け、軽減措置のないこの制度そのものに反対と、町の独自支援を求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第28号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算を議題とします。



本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

陸上風力発電が広域農道に4基、水沢海岸に4基、新たに建設されます。1基4,200kWで、ポンポコ山の7基と同じ規模のものです。民家から近いところでは600mくらいあり、海岸沿いではゴルフ場近くの海岸側に2基建ちます。そのうち北側は埜川を挟んで民家と高齢者施設が多く建っているカッチキ台の近くです。一部住宅に説明しただけでなく、地域、峰浜地域全体が広域農道、海岸線、沿岸と、3方向にどのくらいの大さの風力発電が建てられるのか、そのリスクを伝え、町には土地貸付料全額入り、95%財産区に入るなどの掘り下げて住民一人一人にアンケートをとって知らせることが必要だと思います。今でも健康被害を訴える人がいます。農作業中、風力発電の稼働の影響や、高圧電流が風力発電建設場所から広域農道の電柱がありますけれども、そこへ通しての朴瀬の変電所まで通る、この間、地下ケーブルが流れます。どこを通るのか、そして高圧電磁波が流れること、こういうことを町民に周知して、関係する地域には一人一人納得するものでなければなりません。財産区だけに任せないで、町の責任でもあります。

以上の対策が見られませんので、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第29号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第9、議案第30号、令和5年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第10、議案第31号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第11、議案第32号、令和5年度八峰町下水道事業会計予算、日程第12、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第29号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算から日程第12、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第29号から議案第33号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第33号は原案のとおり可決されました。

追加日程第1、議案第37号、令和4年度八峰町一般会計補正予算(第13号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、令和4年度八峰町一般会計補正予算(第13号)。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億432万5,000円とするものでございます。

令和5年3月17日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、除雪費の追加補正でございます。

除雪費につきましては、2月8日付けで専決処分し、3月2日開催の3月議会定例会でご承認いただいておりますが、2月末までの町道路線の除雪作業のほか、排雪作業についても多くの稼働時間を要しており、今後は冬期間通行止めとしておりました町道の除雪や排雪を要するところが数カ所あることから追加提案させていただき、追加補正するものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項明細書6ページ以降をご覧くださいながら歳入歳

出の順にご説明いたします。

6・7ページをお開き願います。

歳入でございますが、19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正の調整のため、財政調整基金繰入金730万円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8・9ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋梁費4目除雪費の730万円の追加補正でございます。内訳としまして、10節需用費の燃料費につきましては、除雪車両の軽油代として80万円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、除排雪車両の借上げを含めた除雪オペレーター等への除排雪業務委託料650万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。  
これより議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第38号、八峰町副町長の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第38号、八峰町副町長の選任について。

八峰町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台8番地1

氏 名 田 村 正

令和5年3月17日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由としましては、現八峰町副町長の日沼一之氏が令和5年3月31日付けで辞職したい旨の届け出があり、これを受理することといたしました。新たに田村氏を八峰町副町長に選任したいため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、ご同意いただけた場合の田村氏の任期は、令和5年4月1日から令和9年3月31日の4年間となります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 八峰町が誕生して17年になろうとしております。旧八森町、旧峰浜村、その両町村が融合・融和が醸成され、もう今までは一体となったといっても過言ではないと思います。しかしながら、今日まで旧八森町から町長が選出されると副町長は旧峰浜村、峰浜村から町長が選出されると八森地区から副町長というふうな形で今日まで至っております。今回も旧八森町から町長が誕生して、そして副町長が旧峰浜村と、そういう形になっております。今、町民も、もう八森、八峰町として融和・融合がされ、そして一体となっているこの中で、そういう形でこの副町長が選出される。町長にとってはどうしてもその相手方の、反対側のその地区から選出したい、そういう思いが今でもあるのか。私は、もう年月が過ぎております。一体となっております。もう町長のすぐそばの人が副町長になっても私はおかしくない、そういう時代に入っていると思います。堀内町長は、やはり今回も自分が旧八森地区、副町長がどうしてもやっぱり峰浜村から選出したいという思いでこの人事になっているのか。それとも人材として、これからはやっぱり人材としてたまたま峰浜地区になったということなのか。堀内町長の思いですね、これからのこの旧町村の、一体となった町村のそのあり方、そういうものについて述べていただきたい。私は、この人事案に反対するものではありません。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問でございますけども、私、皆様ご承知のとおり

27年ぶりにこの地元に帰ってきました。そして私が町長就任以降、その副町長をどうするかというところをすごく悩んだところでもあります。そうした中で様々な方にいろんなことを聞きながらですね、副町長どうするかというところをいろんなご意見もいただきましたし、そしてまた私も相当悩みました。そうした中で、当然ながらも私の中では八峰町は一つだというその認識のもと、これまでの慣例にならうことなく、すべからく八森、旧峰浜関係なくですね人材を探したところでもあります。そうした中で、たまたまその会話を重ねる中で田村さんと何度か話をしましたけども、この人なら私支えてくださると。そしてまた八峰町の発展に寄与するというのをトータルで考えまして、田村さんをお願いしたところですね、今回改めて頑張るといった返事をいただきましたので、田村さんを今回お願いするところでもあります。

決して私が旧八森で、田村さんが旧峰浜という、だからそういったことで決めたというわけではなくて、あくまでもオール八峰として私の意見を今回提案させていただいてるということでもありますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(皆川鉄也君) 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(皆川鉄也君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(皆川鉄也君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち賛成11票。有効投票のうち反対ゼロ票。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第38号は原案のおり同意することに決定いたしました。

休憩します。

午前10時46分 休憩

.....  
午前10時46分 再開

○議長(皆川鉄也君) 会議を再開いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(皆川鉄也君) 追加日程第3、議案第39号、八峰町教育長の任命についてを議題

とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第39号、八峰町教育長の任命についてであります。

八峰町教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字小入川家の上65

氏 名 鈴木 洋 一

令和5年3月17日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、現八峰町教育長の川尻茂樹氏が令和5年3月31日付けで辞職したい旨の届け出があり、これを受理することとしました。新たに鈴木氏を八峰町教育長に任命したいため、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票。有効投票のうち反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 追加日程第4、発議第3号、学校部活動の地域移行に関する意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この発議については反対いたします。

今後、民間人の指導によってですね生徒の安全、生徒の送り迎えや親の経済的な負担、こういう問題に対しての提案も何もない内容。単にですね教職員の労働時間の短縮に過ぎない陳情の中身と一緒にこの意見書については、私は議会として出すべきではないというふうに思いますので反対いたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第5、発議第4号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第6、発議第5号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

休憩いたします。

午前10時59分 休憩

.....  
午前11時00分 再開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

奈良議員より発言を求められておりますので、奈良議員の発言を認めます。3番奈良聡子さん。

○3番(奈良聡子さん) 3月14日の私の一般質問、職員再任用制度の運用状況についての中で、職員の人事権に関する質疑を行ってしまいました。本来、職員の採用、昇任等の人事に関して関与すべきではなく、お詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、会議録中、別紙に関する部分については削除いただきますよう、よろしくお願

いたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいま奈良議員から発言に対する謝罪と会議録の一部削除の申し出がありました。

お諮りします。奈良議員から申し出のとおり、会議録の一部を削除することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、会議録の一部を削除いたします。

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第14、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年3月八峰町議会定例会を閉会いたします。

皆さんどうもお疲れ様でございました。

午前 11 時 04 分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 9番 須藤正人

同署名議員 10番 門脇直樹

同署名議員 11番 山本優人